

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

審査請求人代理人

[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]福祉事務所長

上記審査請求人が令和3年7月1日に提起した、上記処分庁による令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで行った保護廃止決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2. 事案の経緯等

- (1) 審査請求人世帯（[REDACTED]）
[REDACTED]）は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日、[REDACTED]福祉事務所管内から処分庁所管内に転入し、本件処分により保護が廃止されるまで、処分庁から法による保護を受けていた。
- (2) 審査請求人は、同年10月22日、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」（以下「確認書」という。）の内容について担当ケースワーカーから説明を受け、署名押印し、処分庁に提出した。
- (3) 処分庁は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日、審査請求人世帯について、親族からの入金や傷病手当金等の未申告収入が判明したことを理由に、審査請求人に対し、法第78条による費用徴収決定処分を行った。
- (4) 処分庁は、[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日、審査請求人世帯について、保険料返還金や通院保険金等の未申告収入が判明したことを理由に、審査請求人に対し、法第78条による費用徴収決定処分を行った。
- (5) 処分庁は、同年9月21日、審査請求人に対し、法第27条第1項による文書による指導指示を行った（以下「本件文書指導」という。）。

本件文書指導の指示事項・内容は、「収入に変動があった場合、正確な金額を速やかに申告すること」及び「収入申告にあたっては、原則、当該月の収入を翌月5日までに申告すること」であり、履行期限は「生活保護受給期間中」とされていた。

- (6) 処分庁は、 月 日、審査請求人について給与収入、営業報酬の未申告

が判明したことを理由に、審査請求人に対し、法第78条による費用徴収決定処分を行った。

(7) 処分庁は、令和2年8月13日、審査請求人の給与収入の未申告が判明し、審査請求人が本件文書指導に従っていないことから、審査請求人に対し、弁明の機会付与通知書を手交した。審査請求人は弁明の機会を付与された同月19日に出頭しなかった。

(8) 処分庁は、■月■日、(7)の未申告について、審査請求人に対し、法第78条による費用徴収決定処分を行った。

(9) 処分庁は同年8月20日ケース診断会議を行い、本件文書指導が履行されなかったことから、同年9月1日付で法第62条第3項による審査請求人世帯の保護停止処分を行った。保護の停止期間は■日から■年■月■日までとされた。

(10) 処分庁は、■年■月■日、審査請求人から同年9月4日及び同年10月5日に収入申告書が提出され、本件文書指導に従っていることから、審査請求人世帯の保護を再開した。

(11) 処分庁は、■月■日、審査請求人について再就職手当等の未申告収入が判明したことを理由に、審査請求人に対し、法第78条による費用徴収決定処分を行った。

(12) 処分庁は、法第29条による預金口座照会を行い、その結果、令和3年1月4日、12日及び15日に収受した回答により、■の名義の預金口座にそれぞれ未申告の入金があることが判明した。このうち、■については親族からの入金、■については勤務先からの給与と知人からの入金、■については親族からの入金であった。

(13) 処分庁は、同年3月9日、審査請求人世帯が本件文書指導に従っていないことから、審査請求人に対し、弁明の機会付与通知書を手交し、同月16日、審査請求人、■から弁明を聴取した。

- (14) 処分庁は、●月●日、審査請求人の●●●●●●●●●●について未申告の収入が判明したことを理由に、審査請求人に対し、法第78条による費用徴収決定処分を行った。
- (15) 処分庁は、同月23日及び29日、ケース診断会議を行い、審査請求人世帯が本件文書指導に従わなかったことに対する正当な理由はないものと判断し、●月●日付けで本件処分を決定した。
- (16) 処分庁は、審査請求人に対し、同月31日付けで本件処分の決定通知書を送付した。
- (17) 審査請求人は、令和3年7月1日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人世帯は●●●●●●●●●●で、●年以上前から●●●●●●●●●●福祉事務所から生活保護を受けていた。

本件処分の内容は、現在●歳の●●●●●●●●●●が●●●●●●●●●●から現在までの●年間に、●●●●●●●●●●から「お小遣い」をもらっていたことが明らかになり、その総額●●●●●●●●●●万●千円が無申告であったことから法78条対象とされ、廃止の原因になった。しかし、●●●●●●●●●●は●●●●●●●●●●で、ゲーム欲しさに●●●●●●●●●●から「お小遣い」をもらったものの、そのうちの●●●●●●●●●●万円以上は使わずに●●●●●●●●●●に返還している。

両親は、その事実を全く知らなかったので、●●●●●●●●●●の収入未申告を、そのまま法78条対象として、その責任を、●●●●●●●●●●である●●●●●●●●●●に課すのは間違いである。

処分庁は「法61条の同意書」を審査請求人からもらっている、と主張しているが、審査請求人はその控え（コピー）すら渡されていない。

そもそも、●●●●●●●●●●に、同じく●●●●●●●●●●や、その他の子供た

ちに、法61条の趣旨を徹底させる義務を押し付けるのは不当である。

審査請求人世帯では、 歳の を筆頭に、 人の子供達全てが、「 」「 」などの 抱えており、 に、本来ケースワーカーがやるべき「指導と援助」を委ねるのはそもそも失当である。

処分庁は、過去に3回（原文ママ）の不正受給事件が審査請求人にあり、4回目（原文ママ）で反省がないので「廃止した」と代理人に説明したが、審査請求人には、「4回目の自覚」がない。それが病気のせいなのか、処分庁のミスリードや適切な援助が行われてこなかった結果なのかを、検証したいと思い、資料請求をしたが、一切の開示が無く、検証できない。処分庁が、それを狙っての「情報隠し」「情報公開請求指南」だとすれば、本当に悪質で許せない。

本件処分当時、審査請求人世帯の生活保護扶助費からは、何と1か月に「 万 千円」もの高額な「法78条返済の天引き」が行われており、前年の2か月保護停止処分の時の家賃滞納（ 万円）で、生活費が不足気味で頭を悩ませていた両親に、 の通帳の中身までチェックをする心の余裕はなかった。第一、審査請求人世帯では、妻を除いて全員通帳紛失中で見るのは不可能だった。

法78条による「天引き」は新しい制度で、必ず本人の同意が必要である。そして確かに処分庁はその同意書を持っていたが、審査請求人は、なぜそんなに高額な返済を課せられるのか、全く理解が出来ていなかった。

その同意書も 万 千円の内訳や説明書も、本人の手元には無く、サインだけさせて、処分庁が保管していた。資料が無いので、その額の妥当性や根拠が分からない。

- (2) 審査請求人世帯は、家族 人のうち 人に何らかの「 」が有り、そういう意味では特異な家族と言える。通常の指導ではなく、 の

職員と共同の「援助」こそが必要な世帯である。

生活保護制度には、「必要即応の原則」が有り、それは物だけではなく、精神的にも「心に寄り添う」援助が必要な場合、福祉事務所長は、それを行う責務がある。まして下の■人の子はまだ■、■は■である。唯一の■の■が午後のパートで働くわずかな収入と、■の■年金が頼りの審査請求人世帯では、保護が廃止されればすぐ食に困ることは目に見えている。

それが分かっているなぜペナルティ的な「廃止処分」を行ったのだろうか。

■が多数を占める審査請求人世帯には「生きる資格がない」との判断なのか。冷たい北風のような処分は、審査請求人世帯の自立をさらに阻害し、困難にさせるだけで、何の解決も期待できないどころか、大きなマイナスと言わざるを得ない。■世帯への指導や援助はどうあるべきか、■との協働で対処すべきと考える。

以上から本件処分は取り消されるべきと主張する。

2 処分庁の主張

- (1) 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮するものが、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とあり、法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とあるため、その者の金銭で満たすことのできない不足分を判断する根拠が必要となる。

そこで、法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」とある。被保護者に収入があった際に、すみやかに収入の届出

が行われることにより、保護の要否、程度が算定され、法第8条第1項にある「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度」の保護を適正に実施することができるようになる。

これに対し、審査請求人は、平成■■年■■月■■日に確認書の内容について説明を受け、理解したとして署名押印し、処分庁に提出していたが、確認書の内容である「生活保護法第61条に基づき、自分の世帯（世帯主だけではなく、世帯員全員）の収入について、福祉事務所に申告する義務があること。」「世帯主だけではなく、就労、年金、仕送りなど何らかの収入がある者が世帯にいる場合、その者の収入についても福祉事務所に申告する義務があること。」「高校生などの未成年が就労（アルバイトも含む）で得た収入についても申告する義務があること。」「また、一時的な収入についても、申告する義務があること。」「不実の申告があった場合は、生活保護法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること」の説明を受けているにも関わらず、「世帯全員の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告すること」を実施しなかった。

そのため、課税調査等に伴い判明した収入について、届出が行われなかったことにより、処分庁は不足分を超える保護費を支弁することとなり、それぞれ法第78条の費用徴収決定を行っている。

法第27条第1項では、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とあり、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知第11の2（1）ク「世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。」に該当するため、平成29年8月3日にケース診断会議を実施し、法第78条に

よる費用徴収をする判断を行うとともに、法第27条第1項に基づき「収入に変動があった場合、正確な金額を速やかに申告すること。」「収入申告にあたっては、原則、当該月の収入を翌月5日までに申告すること。」を文書指導することを決定し、同年9月21日、処分庁は、審査請求人世帯に対して本件文書指導を行い、審査請求人は、受取証に署名押印した。

しかし、令和2年度課税調査において判明した審査請求人の給与収入について、審査請求人は、法第61条の届出の義務を怠るだけでなく、既に働いていた令和元年6月10日に提出した収入申告書に、働いて得た収入はなく、病気のため働けないと、虚偽の記載を行い、さらに、平成31年4月には審査請求人は就労を開始していたが、令和元年10月1日から就労を開始したと虚偽の就労状況報告書を処分庁に提出した。

法第62条第1項では、「被保護者は、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」とあり、同条第3項では、「保護の実施機関は、前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とあり、同第4項では、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」とある。

そのため、令和2年8月7日にケース診断会議を実施し、法第78条による費用徴収をする判断を行うとともに、本件文書指導に従わなかったため、法第62条第4項の規定により、弁明の機会を付与することを決定した。

同月13日に弁明の機会付与通知書を審査請求人に手交し、同月19日に指定する日時に変更の必要があった際の手続きを案内するも、弁明を行う意思がないため履行しない旨を示し、弁明に出頭しなかった。

そのため、同月20日にケース診断会議を実施し、本件文書指導に従わな

かった正当な理由がないことから、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け厚生省社会局保護課長通知。（以下「課長通知」という。）問第11の1答2「1によることが適当でない場合は、保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。」に該当するものとして、■年■月■日から同年■月■日までの2ヵ月間の保護停止処分を行った。

その後、審査請求人世帯のうち、稼働年齢にある世帯員の令和2年7月、8月及び9月の収入申告が行われ、「収入申告にあたっては、原則、当該月の収入を翌月5日までに申告すること。」に従っていると判断し、同年■月■日に保護停止解除処分を行った。

しかし、同月6日に、審査請求人に、令和元年中に■に支払われた■からの給与について収入申告を指示するが、■に確認をとることなく、給与は受け取っていないと収入申告は行わなかった。

同月9日、審査請求人は、同月7日に■の勤務先である■店長から直接現金で受け取ったとして収入申告を行った。しかし、令和元年11月15日に■の口座に入金された金額（■円）のみの申告であり、受け取り方法も■の口座振込ではなかった。

令和3年1月12日、法第29条による預金口座照会により、■名義の口座に審査請求人からは令和2年11月7日に現金で受けとったと申告された額と同額（■円）が、令和元年11月15日に給与名目で振り込まれており、同年12月13日に給与の名目で■円が振り込まれていたが、未申告であることが判明した。

令和3年2月18日に、審査請求人、■に確認するも、審査請求人は、令和2年11月7日に現金で受け取ったという主張を変えず、■は、振り込みの事実を認めるも給与ではないため申告義務はないと話すため、

家庭内で未申告収入の有無を確認し、未申告収入があれば、令和3年2月22日までに申告するよう指示し、同日に[]から収入申告が行われた。

同年3月4日、ケース診断会議を実施し、法第78条により費用徴収の対象となるべき事実に対して、以後改めるよう「収入に変動があった場合、正確な金額を速やかに申告すること。」という内容で本件文書指導を行ったにもかかわらず、保護停止解除日以降である令和2年11月9日の届出は、[]の給与の一部に過ぎず、正確な金額の届出を行わなかったことは指導指示に従っていないと判断される。課長通知問第11の1答3(2)「法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。」に該当するため、法第62条第4項に基づき、令和3年3月16日、弁明の機会を与え、同月19日に弁明の機会に出頭した審査請求人の「[]」という弁明は、確認を求められた時点で[]に速やかに確認を行えば、収入の未申告は未然に防げたものであると考えられるため、本件文書指導「収入に変動があった場合、正確な金額を速やかに申告すること。」「収入申告にあたっては、原則、当該月の収入を翌月5日までに申告すること。」に従えなかったことに対する正当な理由はないものと判断し、同月[]日に通知書で法第62条3項の規定に基づき、審査請求人世帯に対して本件処分を決定したものである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとされており（法第27条第1項）、同項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならないとされ（同条第2項）、同条第1項の規定は、被保護

者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならないとされている（同条第3項）。

- (2) 被保護者は、収入、支出、その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない（法第61条）。
- (3) 被保護者は、保護の実施機関が第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない（法第62条第1項）。また、保護の実施機関は、被保護者が同条第1項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条第3項）。さらに、保護の実施機関は、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない（同条第4項）。
- (4) 法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第19条）。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の2(1)は、保護受給中の者については、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行うこととし、同キにおいて、「次官通知第8の1による収入に関する申告（中略）を行わないとき」と規定している。

また、同第11の2(3)は、指導指示を行うに当たっては、必要に応じ、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化する

ことのないよう十分留意することとしている。

さらに、同第11の2(4)は、法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととし、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととしている。

(6) 課長通知問第11の1答2は、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止することとしている。

(7) 課長通知問第11の1答3は、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止することとし、(2)において、法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったときとしている。

2 本件処分 of 違法性又は不当性の有無について

(1) 本件処分に至る経緯について

本件審査請求に現れた記録によると、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人世帯が平成 年 月 日に保護を開始してから、本件処分により保護を廃止するまで、収入の未申告による不正受給を理由に、法第78条に基づく費用徴収決定処分を6回行っていることが認められる。

また、処分庁は、審査請求人に対し、平成29年9月21日付けで、「収入に変動があった場合、正確な金額を速やかに申告すること」及び「収入申告にあたっては、原則、当該月の収入を翌月5日までに申告すること」を内容とし、履行期限を「生活保護受給期間中」とする本件文書指導を行った。

そして、処分庁は、審査請求人が本件文書指導に違反し、収入申告をしなかったことから、令和2年9月1日から同年10月30日まで法第62条第3項による保護停止処分を行った。その後、審査請求人が収入申告書を提出し、本件文書指導に従ったことから、保護停止処分を終了し、■年■月■日付けで保護が再開された。

本件処分は、審査請求人が本件文書指導に違反し、収入を処分庁に申告しなかったことを理由に行われたものとされており、本件処分に係る未申告の収入の内容は以下のとおりであることが認められる。

- ① ■の収入について、審査請求人は処分庁に対し、■のアルバイト先からの給与を正確に届け出ず、処分庁が法第29条に基づきアルバイト先の会社及び金融機関への調査を行った結果、令和元年11月15日に■円、同年12月13日に■円が給与として■名義の預金口座に振り込まれていることが判明した。また、■の知人から■円が入金されていた。
- ② 処分庁が審査請求人世帯の保有する預金口座について法第29条に基づく調査を行った結果、■については、平成28年8月から令和2年11月の間に合計■円が■から入金されていた。
- ③ ■については、同じく預金口座の調査の結果、平成28年2月及び同年6月に合計■円が■から入金されていた。

(2) 本件処分の手続について

処分庁は、本件文書指導を行ったにもかかわらず、保護停止解除日以降も収入申告を正確に行わなかったことは、課長通知問第11の1答3(2)の「法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき」に該当するとして、保護の停止又は廃止を検討するため、法第62条第4項に基づき弁明の

機会を付与し、本件文書指導に従わなかったことに対する正当な理由はないとして同条第3項に基づき保護を廃止している。

確かに、審査請求人世帯においては収入申告義務違反が繰り返され、本件処分の直近においても上記(1)のとおり収入申告義務を怠っていたことが認められる。

しかし、処分庁が本件処分の前提としている本件文書指導については、既に、審査請求人がこれに従わなかったことを理由に、法第62条第3項により令和〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間、保護停止処分が行われている。この点、課長通知問第11の1答2は、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止することとしている。つまり、保護の停止の前提となる文書指導は、その保護の停止をもって効力を失ったと解され、再び指導指示違反により廃止処分を行うためには、さらに文書指導を行う必要があるものと解される。

そうすると、本件文書指導に対する違反に対して一度保護停止処分が行われた後にもなお、将来に渡り、本件文書指導がその効力を維持するものと解することはできないと言うべきであり、新たな文書指導を経ることなく課長通知第11の1答3(2)に基づき保護を廃止した処分庁の決定は誤りである。

特に、保護の廃止が審査請求人の生活にかかわる重大な不利益処分であることを鑑みれば、本件処分を行うに当たっては、改めて審査請求人に対し文書指導を行い、それに対する義務違反があったことをもって、弁明の機会付与等の法令上の手続を経る必要があったものと認められる。

したがって、本件処分は、その前提となる文書指導を欠いており、手続上の重大な違反があることから違法であり、取消しを免れない。

なお、文書による指導指示を行うにあたっては、局第11の2(3)を踏まえ、その内容等についてわかりやすく具体的に記載するなど、形式化することのないように留意すべきである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年7月21日

審査庁 埼玉県知事 大 野 元 裕



